

お知らせ

村職員募集

令和2年度採用の村職員を次の要領で募集します。

◆採用予定

上級 社会福祉士 1名

◆受験資格

平成3年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方または令和2年3月31日までに資格取得見込みの方。

◆受付期間

6月3日(月)～20日(木)

◆試験日及び試験会場

7月28日(日)

東北文化学園大学 1号館

◆申込・問い合わせ先

総務課 ☎345-5111

児童手当の現況届について

児童手当は、受給要件の有無を確認するために、毎年6月1日現在で、「現況届」の提出が必要となります。

対象者には6月中旬に「現況届」を郵送します。現況届の提出がないと6月以降の児童手当を受けられなくなりしますので、お手元に届きましたら、内容を確認のうえ必ず提出してください。

◆問い合わせ先

住民生活課 ☎341-8512

村民プール監視員募集

小・中学校の夏季休業期間中にプールを開放しますので、次のとおり監視員を募集します。

◆対象

18歳以上(高校生を除く)

◆期間

7月22日(月)～8月21日(水)

◆時間

午前8時30分～午後4時30分

◆時給

850円

◆募集人員

村民プール 3名

大森プール 3名

小学校プール 2名

◆申込期限

6月28日(金)

◆その他

申込時に履歴書(写真添付)を提出してください。

◆申込・問い合わせ先

公民館 ☎345-2197

遺跡発掘調査作業員募集

国道4号拡幅工事に伴う埋蔵文化財発掘調査作業員を次のとおり募集します。

◆対象

村内在住者で外で作業ができる方。年齢制限はありません。

◆期間

8月5日(月)～12月(予定)休日を除く。

◆時間

午前9時～午後5時

◆時給

854円

◆募集人員

20名

◆申込期限

6月21日(金)(定員になりしだい締切)

◆その他

申込時に履歴書(写真添付)を提出してください。

◆申込・問い合わせ先

公民館 ☎345-2197

普通救命講習会 受講者募集

◆日時 6月26日(水)
午後6時30分～9時30分

◆会場 富谷消防署

◆講習内容

AEDを用いた普通救命講習
ガイドライン2015に基づく
内容で指導(修了証有り)

◆募集人数 10名以内(先着順)
※応募多数の場合は次回以降の
受講となります。また、応募
少数の場合は開催を中止する
ことがあります。

◆申込期限 6月19日(水)
午後5時

◆申し込み先
黒川消防本部警防課 救急係
☎345-6888

納税のお知らせ 納期限(口座振替日)7月1日(月)

税目等	納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村県民税				1期		2期		3期		4期			
固定資産税			1期		2期		3期		4期				
軽自動車税			全期										
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期			
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期	6期			
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	

期限までに忘れずに納めましょう。口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が増加されます。

なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

今月の相談

お気軽にご相談ください

生活相談

生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。(当日の電話相談も受け付けます。)

相談日	5日 (水)	12日 (水)	19日 (水)	26日 (水)
-----	-----------	------------	------------	------------

◆時間 午前9時～正午

◆場所 平林会館1階料理講習室

◆問い合わせ先

社会福祉協議会 ☎345-6631



宮城県司法書士会による出張相談会(無料)

◆相談日 5日(水)

◆時間 午後1時～4時

◆場所 平林会館1階料理講習室

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

消費生活相談

相談は予約不要で、電話での相談もできます。

相談日	6日 (木)	12日 (水)	19日 (水)	26日 (水)
-----	-----------	------------	------------	------------

◆時間 午前9時～午後4時

◆場所 平林会館2階第3研修室

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

消費生活相談窓口から * 転ばぬ先の消費者知識 *

普段の生活で「これは困ったぞ」という時、皆さんはどこに相談しますか?
例えば

- * 注文していないのに品物が届いた
- * ネットで注文してお金を払ったのに商品が届かない
- * 儲け話を勧められたが本当だろうか
- * 利用した覚えが無いのにメールでお金を請求された
- * 未納料金、裁判・・・というはがきが届いた
- * 食品に異物が入っていた
- 等々・・・

こんな時に相談できる窓口が消費生活相談窓口です。

消費生活相談窓口は、消費者と事業者の間に起こる契約トラブルなど消費生活全般に関する苦情や相談を受け、相談者が問題解決できるようにお手伝いするところです。

おかしいと思ったら>>>すぐに

困ったなという時も>>>早めに

相談は無料です!

秘密は守られます!

1人で悩んでいないで、まずは相談してください!!

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

